

## 竹島の領土権確立に向けた対策強化を求める意見書

韓国の李明博大統領は、平成24年8月10日に、日本政府の中止要請を無視し、島根県隠岐の島町の竹島へ不法上陸を強行した。竹島においては大統領直筆の文字を刻んだ石碑の除幕、更に野田総理大臣の親書の返送など、我が国に対する礼を失した韓国側の一連の行動は両国間の友好関係を揺るがす暴挙と言わざるを得ない。

竹島は、歴史的事実に照らしても、国際法上からも明らかに日本固有の領土であるにもかかわらず、韓国側は我が国の主権を無視し、竹島を不法に占拠し続け、接岸施設を建設するなど不当な行為を行っている。これら一連の行動は、竹島が所在する島根県民として極めて遺憾である。加えて、昨今の挑発的で一方的な言動は、日本国民の感情を著しく傷つけている。

日本政府は竹島領土問題について、国際司法裁判所への提訴をはじめ、衆参両院で竹島上陸に抗議する決議を行うなど、韓国政府に対して毅然とした態度をとる新たな動きを見せている。

今後、政府内に専門部署を早急に設置し、問題解決に向け真に機能する強固な体制の整備を図ることで、国際社会に向け、我が国の主張の正当性をアピールすることが求められている。

また、日本の将来を担う子どもたちへ竹島に対する教育の徹底など、さらなる国内の世論の喚起、啓発のためにあらゆる努力を傾注し対策の強化を進めていかなければならない。

領土問題は、国家間の問題であるが、竹島は島根県に属する領土であり島根県人として看過できない。今後も日本政府は断固とした姿勢をもちながら問題の早期平和的解決に向けて努力されることを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成24年10月1日

島根県雲南市議会